

沖縄八重山地域におけるオオヒキガエル防除実施計画

平成17年6月3日策定

平成23年4月1日改正

平成28年4月1日改正

九州地方環境事務所
那覇自然環境事務所

1. 防除の目標

八重山地域においては、西表島のイリオモテヤマネコをはじめとする固有の在来生物が多く生息・生育し、特有の生物相を有しているとともに、限られた地理的空間と長期間の外部との隔離により形成された独特な島嶼生態系が成立している。この生態系は、人間活動や外来生物の影響に対して極めて脆弱であるため、当該生態系の保全にあたっては外来生物対策に取り組むことが重要である。

本計画の防除の対象とするオオヒキガエルについては、平成13年度以降より西表島での監視や鳩間島での防除を始めとした対策に着手し、平成17年度からはオオヒキガエル防除実施計画に基づいて八重山地域の各離島における生息または侵入状況を把握し、それぞれに応じた防除対策を図ってきたところである。それらを踏まえ、次に掲げる島嶼毎の目標をもってオオヒキガエルの防除対策を推進することとする。

(1) 石垣島

普及啓発等により島外への拡散防止に努めるとともに、八重山地域の交通・運輸拠点となっている石垣島南部の人工島では完全排除もしくは定期的な監視による極低密度状態の維持を目標とする。

(2) 西表島及び与那国島

自然度が高く、固有の在来生物が多く生息・生育する自然環境を有しており、オオヒキガエルの非定着状況を維持していく必要があるため、適切な監視体制を確立し侵入初期における予防的な防除を図るとともに、侵入が確認された場合は初期段階での徹底した防除を行う。

(3) その他離島（竹富島、小浜島、黒島、新城島、鳩間島及び波照間島）

オオヒキガエルが繁殖できる水域が限定でき、効果の高い防除対策を講じられるものと考えられる。そのため、個体が発見された場合、その情報を一元的に集約し、迅速で適切な対応がとれる連絡体制を確立する等により、予防的な防除を図る。

2. 防除の区域 沖縄県石垣市並びに八重山郡竹富町及び与那国町

3. 防除の期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

4. 防除の方法

(1) 生息状況等の把握

西表島においては、水辺等に設定されたモニタリング箇所、訓練された監視調査員

により、年間を通して鳴き声による夜間監視調査を行う。竹富島、小浜島、黒島、新城島（上地及び下地）、鳩間島及び波照間島においては、好適な繁殖地となり得る集水マス等止水域の場所や環境条件を把握する。既に島全域に分布拡大した石垣島においては、八重山地域の交通・運輸拠点となっている石垣島南部の人工島での重点的な監視を行う。

(2) 被害状況の検討

オオヒキガエルによる在来の生態系や生物多様性への影響、農林水産業または人の健康に対する被害について、具体的な状況の明確化に努める。

(3) 侵入経路の把握

石垣島から八重山の他の離島でオオヒキガエルの侵入が確認された場合は、侵入経路を明らかにし、適切な対策を取ることで、各地域または各島への拡散防止を図る。

(4) 監視・連絡体制の整備

ア 西表島及び与那国島においては、これまで防除実施計画に基づき実施してきた西表島での監視事業等の成果を踏まえ、侵入したオオヒキガエル個体をすみやかに発見し捕獲できる監視体制を設け、侵入初期での防除を徹底する。

イ 竹富島、小浜島、黒島、新城島（上地及び下地）、鳩間島及び波照間島においては、止水域等好適な繁殖地が限定されるため、定期的な巡視を行うとともに、島民がオオヒキガエル個体を発見した際にすみやかに情報を集約し防除するための連絡体制を整える。

(5) 捕獲・防除の実施

ア 石垣島南部の人工島において、トラック等により資材と共に運び込まれるオオヒキガエルの捕獲・防除を実施する。

イ 石垣島において、登録制の島民が通年捕獲できる枠組みづくり等、捕獲・防除体制の構築に努める。

エ 効果的かつ効率的な防除手法の開発に努める。

(6) 普及啓発の推進

ア オオヒキガエルをはじめとする外来種対策及び生物多様性保全について、地域住民の理解と協力を得られるよう、市民参加型による取り組み、印刷物の配布や講演会開催等による普及啓発を行う。

イ 教育機関と連携し、野外観察や生物実験等の教育プログラムを作成、実施し、オオヒキガエルをはじめとする外来生物対策及び生物多様性保全への理解と関心を高める。

ウ 人為による非意図的な侵入を予防するため、入域者、観光業者及び資材運搬業者等に対して、ポスターの掲示や印刷物の配布等による普及啓発を行う。

5. その他

(1) オオヒキガエル防除等に係る会議の開催

本計画に基づくオオヒキガエル防除等について、学識経験者、関係行政機関、教育機関、民間団体、地域住民等から構成される会議を定期的に開催し、科学的知見及び地域の状況を踏まえつつ、情報の共有、対策の検討及び評価等を行い、地域の合意形成に基づく効果的な防除を実施していく。

(2) 各主体の役割と行動

本計画に基づき、具体的な行動計画を各主体が相互に共有し、連携・協力しながら進める。

(3) 防除実施計画の再検討

オオヒキガエル防除対策を自然的及び社会的条件の変化に適切に対応したものとするため、概ね5年毎に本計画を見直すこととする。